

鳥取県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る内海中地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年1月27日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則